

NO&T Capital Market Legal Update

キャピタルマーケットニュースレター

NO&T キャピタルマーケットニュースレター創刊のご案内

当事務所では、このたび「NO&T Capital Market Legal Update ～キャピタルマーケットニュースレター～」を創刊いたしました。本ニュースレターでは、今後、キャピタルマーケットや情報開示（IR・ディスクロージャー）に関する様々な法律実務上のトピックをお伝えしてまいります。

資本市場は日々進化を続けており、政府・企業・家計の経済主体のそれぞれの状況や、日本国内にとどまらないグローバルマーケットの動向も踏まえて、頻繁な法令改正だけではなく、新たな仕組みや実務上の工夫も含めてキャッチアップすべき事項は多岐にわたります。当事務所では、2010年より「NO&T Finance Law Update ～金融かわら版～」にてキャピタルマーケットや情報開示に関するご紹介をしてまいりましたが、時代の変化とともに「金融」の持つ意味も膨らみ、キャピタルマーケットや情報開示にフォーカスした情報発信の必要性を感じるに至りました。

また、資本市場自体は新しい制度ではなく、長大な歴史を有するものであり、リーガルアドバイスにおいても、歴史的経緯を踏まえて確立された「プラクティス」の背後にあるものを本質的に理解していることが、新しいものを生み出す不可欠の原動力であると考えています。当事務所は、その前身となる法律事務所も含めて半世紀以上にわたりキャピタルマーケット分野に取り組んでおり、その伝統と経験が蓄積されているとともに、事務所理念の一つである「複数の弁護士が協力して最高の質を有する法務サービスを提供すること」の実践として、培った伝統と経験を共有することを惜みず、若手弁護士も含めた世代の層の厚みを形成しています。

こうした強みを活かし、本ニュースレターにおいても、最新の細かな動向だけでなく本質的な理解のヒントになるような情報発信を心がけてまいります。本ニュースレターが少しでも読者の方々のお役に立つことを願っており、ご感想のほか、忌憚のないご批判、ご意見も頂けると幸いです。

2022年1月 No.1

キャピタルマーケット 2021年の振り返りと2022年の展望

弁護士 木村 聡輔/斉藤 元樹/糸川 貴視/水越 恭平/宮下 優一

はじめに

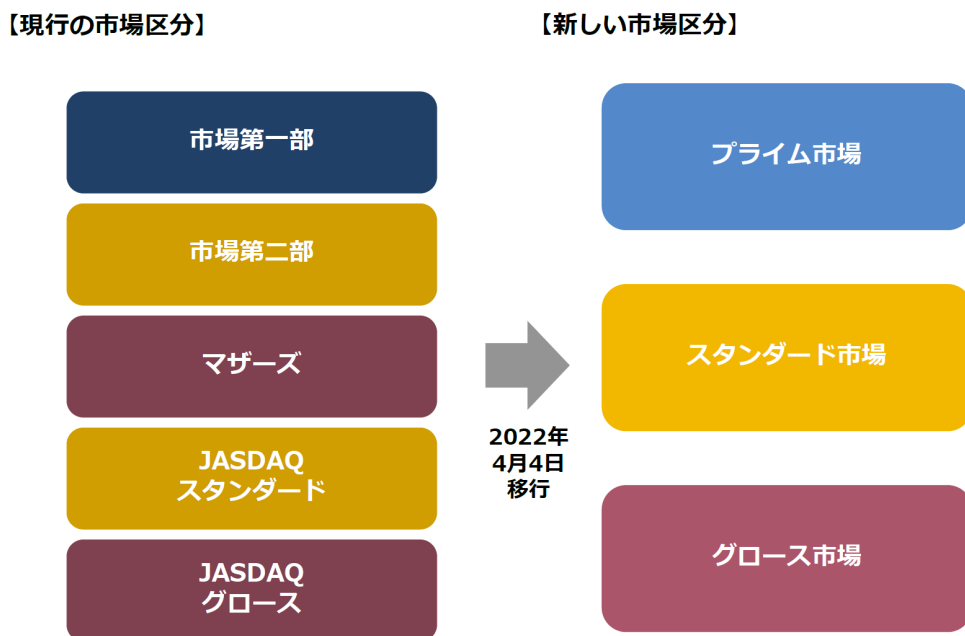
2021年は資本市場を巡る変化が激しい1年でした。そして2022年はその変化が一層加速することが見込まれます。本ニュースレターでは、NO&T キャピタルマーケットニュースレターの創刊を記念して、キャピタルマーケット実務に最前線に取り組む弁護士から、以下の重要トピックについて、2021年の振り返りと2022年の展望をご紹介します。

トピック
• 東証の新市場区分
• SPAC
• IPOの価格設定プロセスの見直し
• REITの最新動向
• 非上場株式への投資
• ESG/SDGs ファイナンス・ESG/SDGs 情報開示

東証の新市場区分

① 2021年の振り返り

上場企業を巡る 2021 年の重大トピックの 1 つとしては、東京証券取引所（以下「東証」）の新市場区分への移行プロセスの開始と、コーポレートガバナンス・コードの再改訂が挙げられます¹。



2022 年 4 月 4 日付の東証の新市場区分への移行に向けて、各東証上場企業は 2021 年 12 月末までに市場区分の選択を行い、選択先の市場区分の上場維持基準を充たさない会社は「上場維持基準の適合に向けた計画」を提出・開示しました。これを受け 2022 年 1 月 11 日に東証は上場企業の新市場区分の選択結果の一覧を公表しましたが²、これによれば、プライム市場を選択した企業は 1,841 社、スタンダード市場を選択した企業は 1,477 社、グロース市場を選択した企業は 459 社となりました。

また、2021 年 6 月には、コーポレートガバナンス・コードが再改訂され、2021 年末までに各社によりそれに対応したコーポレート・ガバナンスに関する報告書が提出されました。今回の再改訂では、取締役会の機能発揮、企業の中核人材における多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への取組み、グループガバナンスの在り方、株主総会などに関する原則の見直しが行われました。また、プライム市場に上場する企業のみを対象として、気候変動に係るリスクおよび収益機会に関する検討・情報開示の充実、独立社外取締役の比率向上、英文開示の充実などに向けた原則も導入されました。

② 2022 年に向けて

2022 年 4 月の新市場区分への移行を控え、「上場維持基準の適合に向けた計画」を提出・開示し、緩和された水準の上場維持基準（経過措置）の適用を受ける会社は、東証が公表した一覧によれば、全体で 554 社、市場第一部上場会社で 308 社となりました。この経過措置は「当分の間」適用されるものとされ、その終期はまだ明らかになっていませんが、こうした企業は、経過措置の終了を見据えて、そこで掲げた具体的な施策を早期にかつ着実に講じていく必要があるとともに、年次でその進捗を開示する必要があります。各社の計画においては、成長戦略の実施による企業価値向上に取り組むとする例も多く見られますが、流動性向上のための資本政策を実施する企業や、

¹ 東証の市場区分の見直しおよびコーポレートガバナンス・コードの再改訂に関する過去のニュースレターは、NO&T Finance Law Update ～金融かわら版～ [No.64](#), [No.68](#) 等をご参照ください（バックナンバーは[こちら](#)）。

² <https://www.jpx.co.jp/equities/market-restructure/results/index.html>

親子上場・支配株主との関係を巡る制度改正の動向を踏まえて非上場化に舵を切る企業も現れるかもしれません。

また、2022年4月からはプライム市場上場企業のみを対象とするコーポレートガバナンス・コード原則の本格適用も始まり、3月期決算企業では今年の定時株主総会後に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書においてその対応状況を開示する必要があります。

さらに、新市場区分への移行と並行した新しい TOPIX 組入基準による段階的ウエイト低減も始まるほか、支配株主を有する上場企業を巡る規律に関しては、2020年9月に中間整理が取りまとめられた従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する今後の議論の動向にも注目する必要があります³。

³ <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/study-group/index.html>

SPAC

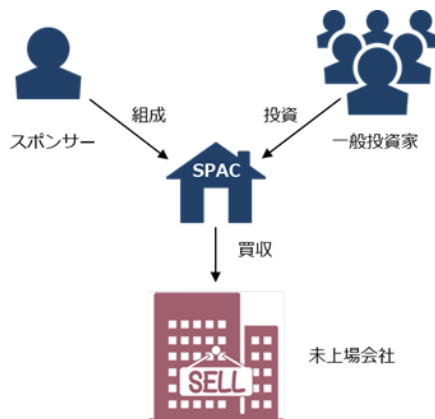
① 2021年の振り返り

2021年は、米国を中心とした諸外国における動向等を背景に、日本においてもSPAC（Special Purpose Acquisition Company。特別買収目的会社）上場の解禁に向けた検討が進みました。具体的には、2021年6月、政府の成長戦略実行計画において日本におけるSPACの実現に向けた制度整備の検討の必要性が指摘され⁴、その後の同年10月、東証により「SPAC制度の在り方等に関する研究会」が設置され、有識者等による議論が行われています⁵。

SPACとは

- それ自体は特定の事業を持たずに、未公開企業を買収することのみを目的とした会社
- SPACは上場後、未上場会社（通常1社）を買収し、その後、買収対象会社の事業を営む上場企業として存続

(SPACのイメージ)



(SPACの流れ)



② 2022年に向けて

SPACは、スタートアップ企業に対して伝統的なIPO以外の新たなExitの可能性を提供し、資本市場へのリスクマネー供給や非上場企業への投資拡大に寄与する可能性があるものの、日本においてはまだ馴染みの薄い制度であることもあり、参加できる投資家の範囲、投資家保護の在り方、スポンサーの在り方、スポンサーと一般投資家との利益相反抑止、SPACおよび買収対象会社に対する上場審査の在り方、情報開示の範囲、虚偽開示等に関する関係者の責任など、検討すべき課題は多岐にわたります。また、その対応方法についても、法改正まで行うのか、いわゆるソフトロー改正により対応するのか等について様々な考えがありうるところであり、それによって検討の時間軸も異なってくると考えられます。このため、上記研究会を含め、今後の関係者間の議論の動向を更に注視する必要があります。直近の議論の状況や各論点については、当事務所のウェブサイトのセミナーや過去のニューズレターをご参照ください⁶。

⁴ <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/ap2021.pdf>

⁵ <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/spac/index.html>

⁶ 大久保涼・木村聡輔・齊藤元樹・達本麻佑子・宮下優一・長谷川紘「ADVANCE 企業法セミナー『日本企業によるSPACを用いた米国上場及び日本版SPACの展望』」<https://www.noandt.com/seminars/seminar20211129/>

木村聡輔・齊藤元樹・宮下優一「NO&T Finance Law Update 金融かわら版 No.70~72『日本におけるSPAC上場の可能性と解禁に向けた検討(上)(中)(下)』(2021年8月)

<https://www.noandt.com/publications/publication22205/>

<https://www.noandt.com/publications/publication22224/>

<https://www.noandt.com/publications/publication22239/>

IPO の価格設定プロセスの見直し

① 2021 年の振り返り

2021 年における国内 IPO マーケットは、新規上場会社数が 100 社を超えるなどコロナ禍にありながらも活況を見せました。とりわけ、東証マザーズ市場へ上場する企業が過半を占めるなど、いわゆるスタートアップなどの「若い企業」による IPO が増加傾向にありました。

他方で、2021 年 6 月に公表された政府の成長戦略実行計画⁷において、日本の IPO プロセスに関する問題点が指摘されるなど、従来の IPO 実務に対する問題提起がなされた年でもありました。具体的には、日本の IPO プロセスにおいては、投資家への販売価格となる公開価格が過少に値付けされ（いわゆるアンダープライシング問題）、IPO を通じた企業側の資金調達額が、本来ありうべき水準よりも少なくなっている可能性があるといった指摘がなされており、この点を踏まえて、IPO 時の公開価格設定プロセスの在り方についての実態把握を行い、見直しを図るとの見解が示されました。

これを受けて、2021 年 9 月、日本証券業協会は「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、IPO 時の公開価格の設定プロセスについて実態把握を行うとともに、従来の想定発行価格等の設定・公表の在り方等についての見直しの必要性等の検討を開始しました⁸。同ワーキング・グループは、2021 年内に 5 回開催され、非常に多くの論点について多角的な議論がなされました。具体的には、機関投資家へのヒアリング方法の見直しや仮条件の範囲外での公開価格の決定を認めるべきといった、従来のブックビルディングに係る実務の見直しを図るアプローチに加えて、いわゆるプレヒアリングの実効性の確保や機関投資家向けの親引け・コーナーストーン投資家とのコミュニケーションのための規制の明確化、売出株式数の柔軟な変更・オーバーアロットメント上限の見直し、上場までの期間短縮化といったブックビルディングの方法以外の観点から適切な公開価格の設定に向けた実務の見直しを図るアプローチも示されました。さらには、SPACに加えて、入札方式の改善、ダイレクトリスティングの導入といった、ブックビルディング以外の選択肢の採用可能性を模索する議論もなされているところです。

② 2022 年に向けて

日本証券業協会の「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」では、2021 年 12 月時点で「改善策の骨子（案）」を取りまとめるに至っており⁹、2022 年 1 月下旬に開催予定の第 6 回会議において報告書（案）の取りまとめが予定されています。その後は、報告書の内容に沿って、必要に応じて自主規制規則改正や当局等への要望、実務運用の変更等の具体的施策の検討を行うこととされています。上記の通り、今回提案されている改善策は、非常に多岐にわたっており、日本証券業協会の自主規制の改正のみで対応しうるものから、法令・ガイドラインの改正を要するものまで様々です。そのため、今回の提案内容が最終的にどの程度採用されることとなるかは現時点では必ずしも明らかではなく、また、採用される場合であっても、実際の適用時期については改善策毎にタイムラグが生じる可能性があるところです。

また、最終的な採否の別は措くとしても、今回提案されている改善策はいずれも非常に重要な問題提起と法的な問題を孕むものですので、議論の過程で関係各所から示される見解等は、今後の IPO の価格設定プロセスの適法性・適切性を判断する上で非常に有益なものになると見込まれることから、引き続き、議論状況を注視すべき重要トピックであるといえます。

⁷ <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/ap2021.pdf>

⁸ <https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/20210915170847.html>

⁹ https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/files/20211221_koukaikakaku_siryou.pdf

REITの最新動向

① 2021年の振り返り

2021年においては、REIT史上初となるTOBによる敵対的買収がなされました。対象となったREITは、スポンサーによる対抗TOBおよびその後のスクイズアウトが行われた結果、非上場化されました。法的には投資法人制度上の様々な論点が浮き彫りになる事案となりました。

2021年の新規上場は1銘柄、合併による消滅銘柄が1銘柄ですので、上記の非上場化1銘柄を合わせると、上場銘柄数は1減少したこととなります。その一方で私募REITについては、新規立ち上げや運用資産規模の拡大が継続しているところです。

REITにおけるマーケットの様相については、2020年に引き続きコロナウイルスの影響を受けて、追い風となったアセットクラス、厳しい状況におかれたアセットクラス、状況につき引き続き不透明なアセットクラスなど様々な傾向がアセットクラス毎に顕著に見られることとなりました。

公募増資（オファリング）の手法については、コロナウイルスの影響により投資口価格の見通しが不透明な状況でもあることもあり、各種の先進的な手法の開発や工夫が進みました。オファリングスケジュールの期間短縮に向けた様々な取組み、目論見書の電磁的交付など、法的にも特筆すべきものは数多くあるところです¹⁰。

ポートフォリオ構築のための運用資産の取得手法についても、従来の現物不動産や不動産信託受益権の権利形態だけでなく、その他のメザニンローン、エクイティ等の権利形態での投資が進みました。さらに建物所有目的ではない土地の取得や開発用地としての土地の取得などの様々な手法が見られました。ポートフォリオの再構築の観点から、公募増資を用いない物件入替も多く用いられたところです。

2021年はREITの誕生20周年でしたので、ARES（一般社団法人 不動産証券化協会）の機関誌「ARES 不動産証券化ジャーナル」でも特集が組まれており、過去の歴史に詳しい方々から将来の実務にも示唆に富む非常に有益な議論がなされています。

② 2022年に向けて

不動産価格の高騰の中で、パイプラインの確保、オンブックでの開発などアセットの取得の手法の多様化は引き続き進むと思われます。法的には、規約上アセットを取得できるだけでなく、資産運用ガイドラインを踏まえた有価証券報告書等の開示書類における従前の投資家への説明内容に照らして予測可能な取得手法となっているかも1つのポイントになるようにも思います。また、業界自体の再編も引き続き起きることが想定されますが、2021年に施行された裏口上場に係る東証ルール¹¹は、合併やスポンサー交代の場面で運用実務が今後発展していくことが想定されます。さらに一部のアセットクラスは引き続き苦境に立たされていることもあり、財務体質の改善に向けた取組みが続くであろうと考えられます。

¹⁰ 期間短縮に係る取組みの一例については、糸川貴視「NO&T Finance Law Update 金融かわら版 No.67『J-REIT（不動産投資法人）の公募増資におけるスケジュールの短縮化』（2021年5月）をご参照ください。

<https://www.noandt.com/publications/publication21789/>

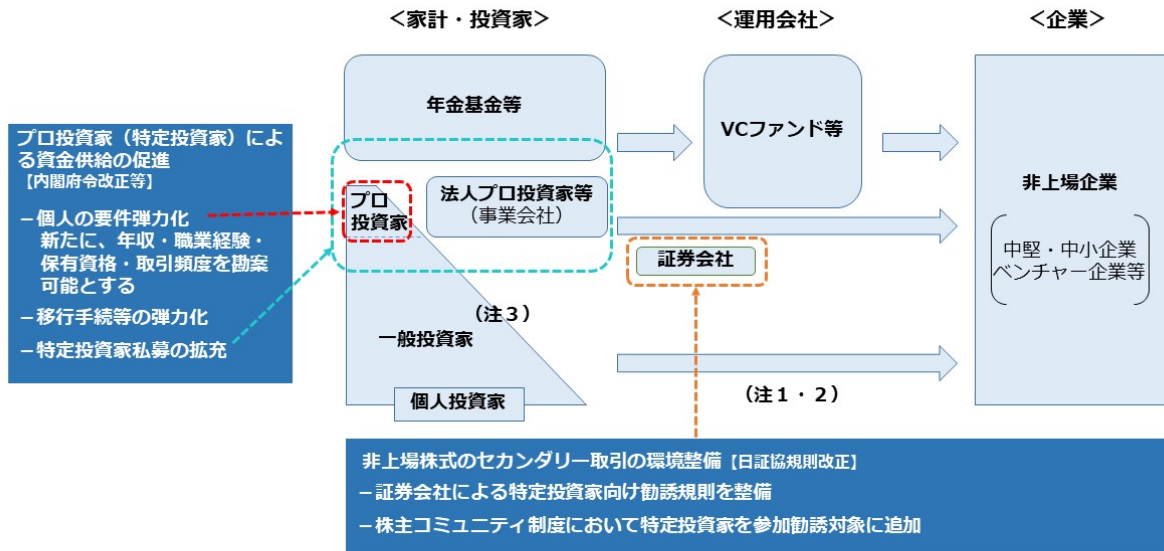
¹¹ 糸川貴視「NO&T Finance Law Update 金融かわら版 No.63『上場投資法人（J-REIT及びインフラファンド）の資産運用会社における組織再編等に対する上場廃止審査手続の見直し』（2021年3月）をご参照ください。

<https://www.noandt.com/publications/publication21665/>

非上場株式への投資

① 2021年の振り返り

非上場企業の成長のための資本性資金を供給する主体として、投資者の裾野を広げ、非上場企業に成長資金を流入しやすくする制度に発展させることができるかがポイントになっています。これを踏まえ、2021年6月に公表された金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告書では、以下の見直しが提言されました¹²。



出典：市場制度 WG 報告書概要（成長資金供給の円滑化）をベースに当職らにて作成

② 2022年に向けて

上記提言を受けて、関連するルールの改正が今後行われる予定です。既に、株式クラウドファンディング・少人数私募に関する改正については2021年10月に改正案が公表され¹³、また、東証ベンチャーファンド市場についても同月に制度見直しの概要が公表されました¹⁴。そして、日本証券業協会の「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」¹⁵において、特定投資家私募や株主コミュニティ制度などの見直しについて現在議論が進められています。

また、これらの制度見直しとは別に、近時、IPOを見据えた非上場企業への機関投資家による株式投資（プレIPO投資）が注目されており、2022年もその流れが加速することが見込まれます。プレIPO投資にはIPOが将来控えていることとの関係でも法的に留意すべき事項があり、この点については過去のニュースレターをご参照ください¹⁶。

¹² https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20210618.html

¹³ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/shouken/20211011.html>

¹⁴ <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d6/nlsgeu000005ozqi.html>

その内容については、糸川貴視「NO&T Finance Law Update 金融かわら版 No.78『東証におけるベンチャーファンドの上場制度の見直し』（2021年11月）をご参照ください。<https://www.noandt.com/publications/publication20211111/>

¹⁵ <https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/20181016155701.html>

¹⁶ 宮下優一・鈴木雅博・脇田隼輔「NO&T Finance Law Update 金融かわら版 No.62『非上場株式の投資に関する現状と法的課題』（2021年3月）<https://www.noandt.com/publications/publication21612/>

ESG/SDGs ファイナンス・ESG/SDGs 情報開示

① 2021 年の振り返り

2021 年は、グリーンボンド、ソーシャルボンド¹⁷、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、トランジションボンド、グリーンエクイティファイナンス、ソーシャルエクイティファイナンスといった、ESG/SDGs 要素を取り込んで資本市場にアクセスする案件の広がりが見られた年でした。

また、ESG/SDGs に関する企業情報について、日本においては、先進的な上場企業をはじめとする自主的な任意の形で充実した開示が行われてきています。日本だけでなく世界各国・地域でも、ESG/SDGs 関連の情報開示の在り方について議論が急速に進んでいます。特に、2021 年は COP26 (国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議) における気候変動対策についての協議が行われ、気候変動・カーボンニュートラルに関する企業情報の開示について高い優先順位で議論が行われました。

そして、REIT 業界における ESG の取組状況については、不動産会社・ファンド単位での認証である GRESB (グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク) の取得等、各種の認証取得が各 REIT で進んでおり、ESG のための体制を構築することや、ESG 債・グリーンエクイティの発行を行うなど、各 REIT において ESG への取組みが活発化しているところです。

② 2022 年に向けて

2022 年も ESG/SDGs ファイナンス・情報開示について、広範かつ急速に議論が進むことが予想されます。例えば、同年に IFRS 財団が気候変動について国際的な開示基準を策定する予定であることは特に注目に値します。この国際的な開示基準も踏まえて、日本における気候変動情報の法定開示制度をどのように設計するか、金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキンググループでは既に議論が始まっており、今後の議論を注視することが必要です。現時点での議論の状況は、過去のニュースレターやウェブサイトの特集対談をご参照ください¹⁸。

2022 年 1 月 17 日

¹⁷ 2021 年 10 月に金融庁により策定されたソーシャルボンドガイドラインについては、宮下優一・水越恭平「NO&T Finance Law Update 金融かわら版 No.69『日本の社会的課題を踏まえたソーシャルボンドガイドラインの策定』(2021 年 7 月)をご参照ください。 <https://www.noandt.com/publications/publication22047/>

¹⁸ 宮下優一「NO&T Finance Law Update 金融かわら版 No.77『ESG 情報の法定開示に向けて - 気候変動を中心に』(2021 年 10 月) <https://www.noandt.com/publications/publication20211028-2/>

本田圭・宮下優一・福原あゆみ「Series ESG/SDGs 対談『日本企業の ESG/SDGs への取り組みとこれからについて』 https://www.noandt.com/features/esg_03/

[執筆者]

**木村 聡輔**（弁護士・パートナー）

sosuke_kimura@noandt.com

キャピタル・マーケット分野及び M&A・コーポレート分野を中心に上場会社の資金調達・組織再編案件において豊富な経験を有する。その他、インサイダー取引規制・開示規制、金融取引規制について幅広く助言等を行っている。2006 年京都大学法学部卒業。2007 年弁護士登録、2014 年再登録（第一東京弁護士会）。2007 年長島・大野・常松法律事務所入所。2013 年 Duke University School of Law 卒業（LL.M.）。2013 年 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP（ニューヨーク）勤務。2014 年～2015 年シティグループ証券株式会社投資銀行本部勤務。

**斉藤 元樹**（弁護士・パートナー）

motoki_saito@noandt.com

日本企業の国内外での株式・社債等の発行、IPO、M&A、ストックオプション・株式報酬に関する助言等を中心として、企業法務全般にわたりリーガルサービスを提供している。2006 年東京大学法学部卒業。2007 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2011 年～2012 年外資系証券会社へ出向。2013 年 Columbia Law School 卒業（LL.M.）。2013 年～2014 年 Simpson Thacher & Bartlett（ニューヨーク）勤務。

**糸川 貴視**（弁護士・パートナー）

takashi_itokawa@noandt.com

J-REIT を含む様々な発行体による有価証券の発行案件、買収ファイナンス、証券化、ストラクチャードファイナンス等のファイナンス取引及びこれらに関連するファイナンス規制を中心に扱う。また、不動産取引、M&A を含む企業法務全般にわたり幅広く助言を行っている。2006 年京都大学法学部卒業。2008 年京都大学法科大学院修了、京都大学大学院医学研究科「医学領域」産学連携推進機構勤務。2009 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2015 年 Duke University School of Law 卒業（LL.M.）。2015 年～2017 年三井不動産株式会社勤務。

**水越 恭平**（弁護士・パートナー）

kyohei_mizukoshi@noandt.com

IPO を含む国内外での株式・社債その他の証券の発行を始めとする金融取引、開示規制を含む金融規制法に関するアドバイスを行う。特に株式会社東京証券取引所上場部での勤務経験を踏まえ、コーポレートガバナンスや上場制度に関する幅広い知見を有する。2007 年東京大学法学部卒業。2009 年東京大学法科大学院修了。2010 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年 University of Washington School of Law 卒業（LL.M.）。2016 年～2018 年株式会社東京証券取引所上場部勤務。

**宮下 優一**（弁護士・パートナー）

yuichi_miyashita@noandt.com

IPO、株式の公募増資、売出し、ブロックトレード、第三者割当増資、種類株式、新株予約権、社債、新株予約権付社債（CB）等、大手証券会社での勤務経験を活かし、キャピタルマーケット案件に関する助言を行う。また、ESG・SDGs 開示を含む企業情報開示、金融規制法、M&A、コーポレートガバナンス等についても幅広く扱う。2007 年大阪大学法学部卒業。2009 年京都大学法科大学院修了。2010 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年 University of California, Los Angeles, School of Law 卒業（LL.M.）。2016 年 Thompson Hine LLP（New York）勤務。2016 年～2017 年 S M B C 日興証券株式会社 資本市場本部 エクイティ・キャピタル・マーケット部勤務。

【関連セミナーのご案内】

NO&T ADVANCE 企業法セミナー

「日本企業による SPAC を用いた米国上場及び日本版 SPAC の展望」



■日時：

2021年11月29日からオンデマンド配信中

■セミナー概要：

近年米国で活況を呈する SPAC（Special Purpose Acquisition Company）は、日本企業においても様々な活用方法が期待できる一方、法令違反による処罰や訴訟の発生、当局による監視強化等、SPAC を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、前提となる仕組み及び規制を正しく理解した上で最適な関与方法を選択することが重要です。本セミナーでは、第 1 部で米国における SPAC の概要及び直近の状況について俯瞰した上で、日本企業が SPAC を用いて米国での上場を検討する場合の実務上の留意点について解説するとともに、第 2 部では、日本版 SPAC の可能性と解禁に向けた法令及び上場制度上の課題の検討を行います。

■講師：

第 1 部 米国編

「米国 SPAC の動向及び米国 SPAC を用いた日本企業による米国での上場の実務上の留意点」

大久保涼、達本麻佑子、長谷川紘（長島・大野・常松法律事務所 ニューヨーク・オフィス 弁護士）

第 2 部 日本編

「日本における SPAC 上場の可能性と解禁に向けた検討」

木村聡輔、斉藤元樹、宮下優一（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）

■視聴方法（受講料：無料）：

詳細につきましては、以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.noandt.com/seminars/seminar20211129/>

【関連セミナーのご案内】

NO&T ADVANCE 企業法セミナー（ライブ配信セミナー）

「基礎からのメザニンファイナンス（全2回）」

第1回「劣後ローン・劣後債」

第2回「優先株式」



■日時：

第1回「劣後ローン・劣後債」 2022年2月10日（木）15:00～16:00

第2回「優先株式」 2022年2月25日（金）15:00～16:00

※進行具合により、終了時刻が前後する場合がございます。

■セミナー概要：

事業再生局面やコロナ禍といった企業の危機的状況での資本性の資金調達、あるいは M&A、不動産の取得、プロジェクトファイナンスなどの案件において、劣後ローン・劣後債や優先株式を活用したメザニンファイナンスの手法が広く用いられています。本セミナーは全2回開催され、第1回は、劣後ローン・劣後債を基礎から分かりやすく解説します。また、第2回は、優先株式の発行による資金調達を基礎から分かりやすく解説します。

■講師：

月岡崇、水越恭平（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）

■視聴方法（受講料：無料）：

詳細につきましては、以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.noandt.com/seminars/seminar20220210/>

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Capital Market Legal Update ～キャピタルマーケットニュースレター～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_capitalmarket/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-capitalmarket@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。